

第44回幸区民祭 出店手引き

幸区民祭実行委員会

幸区民祭は今回で44回目となり、「心のふれあうふるさと、さいわい」をキャッチフレーズに開催しています。

出店を希望される皆様におかれましては、この実施要領に記された内容や消防・食品衛生等、関係法令を必ず守っていただき、申請・出店をお願いいたします。

幸区民祭は、出店される方、参加される方などの区民による手づくりで行っています。このことをご理解いただき、安全で楽しいお祭りになるよう運営へのご協力をお願いいたします。

近年の幸区民祭の主なポイント

- ・出店者が使用できる区画数は1区画となります。
- ・テントからはみ出での調理、販売等は禁止とします。
- ・角材等でテントの骨組み等に固定して掲示するものは、危険なため設置不可とします。
- ・ノボリの高さの上限はテント最高位までとします。（風で飛ばされないようにしてください。）
- ・テントを離れての、着ぐるみ巡回やチラシ配布は禁止とします。
- ・出店者は、出店申込にあたり設営時間、看板設置要件等を遵守する旨の誓約書を提出し、守れない場合は即時退店、もしくはテントの閉鎖に同意したものとみなします。

1 開催日時 2026（令和8）年10月17日（土）午前9時半～午後3時半
原則：雨天開催、荒天中止。

2 会場 幸区役所敷地内及び周辺（別添略図のとおり）

3 出店の資格

- （1）幸区民祭の趣旨にご賛同いただける方
- （2）原則、幸区内在住・在勤の個人及び区内の団体
- （3）出店申込書等を期日までに提出した方
- （4）出店説明会に出席し、出店料等を納入した方
- （5）神奈川県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）により、暴力団に関わりのある個人又は団体以外の方

出店申込期間終了後、暴力団関係者等でないことを神奈川県警察に照会し確認させていただきます。（個人情報 は暴力団関係者等でないことの確認以外には使用せず、取扱いには十分配慮いたします。）

(6) 次に該当する出店はお断りします。

- ア 政党その他政治団体による政治活動に該当するもの又は該当するおそれがあるもの
- イ 宗教団体による布教活動等を目的とするもの
- ウ その他実行委員会が適当でないと認めたもの

4 出店区画・設備等

(1) 区画数

1 申請者（個人または団体）につき1区画とします。

※出店申請が多数の場合は、実行委員会で抽選等により選考いたしますので、出店自体ができない等、ご希望に添えないことがあります。あらかじめご了承ください。

(2) 1区画の広さ

テント1張り分（1.5間（約2.7m）×2間（約3.6m））となります。

※実行委員会で準備するテント（有料）を1張設置します。

※テントの持込みはできません。

(3) 出店位置

出店内容に応じて複数のエリアを設け、エリアごとに抽選等で出店位置を決定します。

※参加者の安全確保等、区民祭の円滑な運営のため、出店位置については実行委員会であらかじめ検討し、指定させていただきます。ご了承ください。

(4) 設備等（希望者のみ・事前申込制）

原則、必要な机・椅子等の設備、器材等は出店者でご用意ください。

なお、長机・折畳み椅子・電気は貸出し・設置もいたします。（有料）

※発電機の持ち込みはできません。

5 出店料及び設備・器材使用料

(1) 出店料

一般（飲食）	<u>43,000円</u>
一般（物販）	<u>28,000円</u>
関係団体	<u>18,000円</u>
社会福祉団体	<u>12,000円</u>
展示・啓発	<u>3,000円</u>

ア テント賃借料及び設置費を含みます。

イ 中止の場合や、雨天その他都合等により出店しない場合も返金はありません。

(2) 設備・器材使用料

ア 長机 1,000円／1脚

イ 折畳み椅子 200円／1脚

ウ 電気 13,800円／1コンセント（差込口2個、合計1kWまで使用可）

水道は会場内の共同蛇口のみ設置しますので譲り合ってください。電気容量厳守してください。電気容量越えによるショート等の事故は区民祭運営全体に影響します。

6 出店説明会及び出店料の納入（必ず出席してください。代理出席も可能です。）

出店等に関する主催者及び幸消防署の詳しい説明、「入車証」の交付等を行います。なお、出店料は出店説明会で納入していただきますので、必ずご出席ください。出店料の納入がない場合は、出店ができませんので御了承ください。

【出店説明会及び出店料の納入】

日 時：9月8日（火）午後6時30分から

会 場：幸区役所4階会議室

納 入：事前に提出していただいた「出店申込書」により納入額を確認し、納入金額を記入した領収証を用意いたします。数量等の変更は対応できませんのでご了承ください。釣銭の無いようご準備をお願いします。

7 出店を行う場合、次の期限までに書類を提出してください。

（1）「出店申込書」

提出期限：8月5日（水）

提出場所：幸区役所3F衛生課に持参

※過去に出店したことがあり食品を扱わない団体は、Webからの申込や郵送での申込（当日消印有効）可とします。

※食品を扱う団体や初出店の団体は必ず窓口にご持参ください

（2）添付書類

ア 誓約書

全員提出が必要となります。出店にあたってのルールとなりますので、遵守できない場合は、即時退店、もしくはテントの閉鎖、来年の出店を行えないこととなりますので、必ずご確認ください。

イ 出店品目及び調理方法の概要（調理・食品販売関係）

食品を取り扱う場合に、提出が必要となります。食品の取扱いについて、必ず確認・指導を受けてください。

ウ テント内の配置図

調理を行う場合に、提出が必要となります。

エ 露店等開設届

火気を使用する場合に、消防署に提出が必要となります。

【幸区役所衛生課に持参する場合の受付時間】

幸区役所衛生課（3階）：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時（平日のみ）

※担当者不在の場合は書類のみお預かりし、改めて連絡させていただくことがあります。

【郵送による書類の提出先】※食品を扱わない場合で過去に出店された団体のみ。

〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1

幸区役所衛生課内 区民祭出店コーナー宛て

※8月5日（水）消印有効

区民祭で食品を扱う出店の注意点

- 調理を伴う飲食の販売は1テント（1区画）につき原則1品目となります。
（例：以前は、同じテントで焼きそば、かき氷を販売することができましたが、区民祭では、いずれかの1品目のみの販売としています。）
- 「営業と捉えられる出店」を行う場合は、事前に衛生課に申請等する必要があります。
※「営業と捉えられる出店」とは、同様の形態で複数の行事に出店する、施設の屋号を掲げる、主催者からの礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る等といった営利活動と捉えられる出店を継続的に行うことを意味します。
※調理をする場合は、「臨時営業（屋台型）の許可」の取得が必要となります。また、包装済みの仕入れた食品を販売する場合は、「営業届」の提出が必要となります。
- 法令の改正について、ご不明な点は幸区役所衛生課までお問合せください。

幸区役所衛生課食品衛生係 電話：044-556-6683

8 安全確保等に向けた注意事項

（１）火気器具の使用について（ご不明な点は幸消防署にお問い合わせください。）

- ア 火気を使用する場合は、十分気をつけてください。
- イ 消防署へ「露店等開設届」の提出と消火器の設置が義務づけられています。
適切な消火器が設置されない場合は出店を取りやめていただきます。
- ウ ひっくり返りやすい卓上コンロ等、参加者等に危害を及ぼすおそれのあるものは禁止します。
- エ テントの三方囲いは、防災シートを用いて火災を防ぎましょう。

（２）食品衛生について

食品の取扱いは幸区役所衛生課の指導に従い、手指や着衣を清潔にし、食品衛生管理に努め、食中毒予防等に十分配慮してください。なお、食中毒保険等に必ず加入し、不測の事態に備えてください。

また、食品を提供する場合はテントの三方の側面を、雨、直射日光を防ぐことのできるシートで区画してください。（当日、シートを持参し設置してください。）

※火災防止のため、火器を使用する場合は防災シートでの三方囲いをお願いします。

（３）会場内の交通安全の確保について

会場内は、搬入や設営準備以外、原則として車両が入れません。

搬入（当日午前7時～）等にあたってはスタッフの指示に従うとともに譲り合う等して、事故のないよう安全で円滑な通行をお願いします。

なお、説明会で、1申請者につき上限2台分の「入車証」をお渡しします。

※車両を停めたまま準備をすると交通渋滞の原因になりますので、荷物搬入後には速やかに車両を退出させてください。

会場内の事故につきましては各自の責任となりますので、自動車で搬出入をされる場合は自賠責保険だけでなく任意保険にも加入してください。

(4) 区画の遵守について

- ア 商品・展示物は区画の中で必ず収め、通路や他の区画等にはみ出さないでください。
- イ 行列ができるテントは、列が道路にはみ出したり、他のテントの邪魔になったり、通行の妨げにならないよう、出店者が責任をもって列の誘導をしてください。

(5) その他

- ア 出店会場は野外のため、風雨・砂ぼこり等で商品等が汚れることが予想されます。また、調理加工による煙等の発生・受動のおそれもあります。ご理解の上、対処・防止について十分御準備ください。
- イ 出店テントで生じたゴミ・廃棄物等の一切は出店者が持ち帰り、処理してください。
- ウ 撤去時には、テント内を空にしてください。レンタル品の回収を業者に委託している場合は、必ず立ち会ってください。
- エ 区民祭の参加者から出店者への問い合わせがあった際は、出店申込書に記載されている代表者の連絡先（電話番号）を参加者に伝えさせていただきます。
- オ 販売価格について
商品の『販売価格』は市販価格以下で営利を目的とせず、区民祭を盛り上げ、来場者に喜ばれる内容としてください。

【参考】

幸区民祭開催要綱

第1「心のふれあうふるさと、さいわい」を合言葉にして区民のなかから生まれ、区民の手づくりによる新しい祭として定着した幸区民祭をさらに、わが街幸区の活気あふれるふるさととして発展させるとともに、区民の友情と連帯をはぐくむために開催する。

【問い合わせ先】

幸区役所衛生課 電話：044-556-6680

※火器の器具の使用について

幸消防署 電話：044-511-0119

第44回幸区民祭出店申込手順のスケジュール一覧

8月5日（水） 各種申込期限 *持参、郵送又はWeb申込	【全員】 「出店申込書」「誓約書」提出期限 幸区役所3階衛生課窓口[※]に持参してください。 ※受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時（平日のみ） ※過去に出店実績がある食品を扱わない団体はWeb又は郵送による申込も可とします。（当日消印有効） ※郵送料は負担ください。 （郵送先）〒212-8570 川崎市幸区戸手本町1-11-1 幸区役所衛生課内 区民祭出店コーナー宛て ※締切り後は設備・器材（長机、折り畳み椅子、電気）の変更はできません。 （Web申込はこちらから） ※こちらにURLと二次元コードを載せる予定です https://logoform.jp/form/FUQz/1689432 QRコード（インターネット）  【調理又は食品販売をする場合】 上記「出店申込書」「誓約書」と合わせて、出店内容に応じた添付書類も持参ください。 「出店品目及び調理方法の概要（調理・食品販売関係）」提出期限 「テント内の配置図」（調理をする場合）提出期限 幸区役所衛生課に持参してください。（郵送不可） ※受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時（平日のみ） ※幸区役所衛生課の説明・指導を受けてください。 【火気を使用する場合】 「露店等開設届」の提出期限 幸区役所衛生課に持参してください。（郵送不可）
9月8日（火） 午後6時30分 幸区役所4階 会議室を予定	【全員】 出店説明会及び出店料の納入（必ず出席してください。代理出席も可能。） ※出店料の納入が必要となります。釣銭の無いよう準備ください。
10月17日 （土）	第44回幸区民祭 当日 ※前日（10月16日（金））に搬入・準備はできません。